

住民自治組織のあり方

(中間報告)

松阪市の住民自治のあり方検討会の経過報告

[経過]

平成 28 年 2 月 18 日 松阪市住民協議会条例 上程

平成 28 年 3 月 15 日 松阪市住民協議会条例 可決

〃 松阪市住民協議会条例に対する付帯決議 可決

[付帯決議内容]

「住民協議会に対する活動交付金の交付については、法的な根拠が確立されたものの、平成 24 年 4 月に松阪市内全 43 地区に設立された住民協議会には、そのあり方や運営等において、検討しなければならない課題がある。

そのことを認識する行政においては、早期に各地区の住民協議会や自治会連合会等を聴取する場を持ち、課題解消に向け取り組むことを強く求める。」

[地域の状況]

地域によっては、地域が一体となった取り組む体制や役割分担、組織課題が解消されずに経過しているところもあり、行政との関係についても未だ整理がつかない。

[これまでの取組]

平成 28 年 6 月～7 月 43住民協議会に対する聞き取り調査の実施
(延べ 28 日間)

平成 28 年 9 月～平成 29 年 6 月 まちづくりに関する打ち合わせ(非公開)計 4 回
結果、行政による検討事項の提案に基づく検討を進める。

平成 29 年 8 月 30 日 第 1 回松阪市の住民自治のあり方検討会
市が示す地域自治のあり方に向けての検討課題 等

平成 29 年 10 月 16 日 第 2 回松阪市の住民自治のあり方検討会
前回の提案事項に対する各団体の意見 等

平成 30 年 3 月 22 日 第 3 回松阪市の住民自治のあり方検討会
前回の提案事項に対する各団体の意見 等

平成 30 年 6 月 14 日 第 4 回松阪市の住民自治のあり方検討会
松阪市からの提案 等

平成 30 年 8 月～令和元年 8 月 松阪市の住民自治のあり方検討会に係る
二者合同会議(非公開) 計 7 回
松阪市の提案について住民協議会活動推進委員会と松阪市自治会
連合会で協議・検討

令和元年 8 月～10 月 新組織検討会(非公開) 計 2 回
二者合同会議の議題について協議

令和元年 11 月 7 日 第 5 回松阪市の住民自治のあり方検討会
二者合同会議の内容の確認

令和元年 12 月 16 日 第 6 回松阪市の住民自治のあり方検討会
確認事項の協議・検討

令和 2 年 1 月 31 日 第 7 回松阪市の住民自治のあり方検討会
議会への報告事項の確認

確認事項

1. 地域を包括する組織の名称は「住民自治協議会」とする。ただし呼称はそれぞれの地域で定めることができる。

説明：現在、松阪市住民協議会条例で定められている「住民協議会」は、地域を包括する新たな組織とすることから、条例を改正して「住民自治協議会」とします。ただし、現在使われている名称が地域の方々になじみもあることなどから、〇〇住民協議会、〇〇まちづくり協議会など、現在の名称をそのまま使うこともできます。

2. 新たな住民自治組織となる住民自治協議会は、令和3年4月1日に活動を開始する。

説明：住民自治協議会及び住民自治協議会連合会の発足は令和3年4月1日とし、地域を包括する新たな住民自治組織としての活動を開始します。

3. 住民自治協議会に単位自治会の会長等で組織する部会を置く。

説明：地域課題解決のための活動をより一層推進していくため、その中心的な役割を自治会が担っていきます。そのために住民自治協議会に自治会長が情報共有したり、連絡調整を行ったりする自治部会などの部会を置きます。

4. 各住民自治協議会の連絡調整を図る組織として「松阪市住民自治協議会連合会」を置く。事務局については、松阪市自治会連合会の事務局を移行するものとする。

説明：43ある住民自治協議会の連絡調整・情報共有を図るための組織として「松阪市住民自治協議会連合会」を設置し、現在の松阪市自治会連合会の事務局を「松阪市住民自治協議会連合会」の事務局に移行します。連合会では、単位自治会関係業務に加え、住民自治協議会相互の情報共有などを行う事務局としての業務を担います。

5. 松阪市と松阪市住民自治協議会連合会は地域課題を解決するために協働で取り組む業務について基本協定を結ぶ。

説明：松阪市と松阪市住民自治協議会連合会は、地域課題を解決するために協働して取り組む活動及び業務について基本協定を結びます。また、地域課題解決のための事業費として地域包括交付金を交付します。

6. 松阪市は「松阪市住民自治協議会連合会」の事務的経費を補助する。

説明：松阪市は松阪市住民自治協議会連合会を運営するために必要な職員人件費や光熱水費等の事務的経費を補助します。

確認事項

7. 松阪市は地域包括交付金を松阪市住民自治協議会連合会に交付し、松阪市住民自治協議会連合会はその交付金を「自治会関係費」と住民自治協議会「活動交付金」に分け、各地域へそれぞれ交付する。

説明：現在松阪市が住民協議会へ直接交付している「活動交付金」と、各単位自治会等へ松阪市自治会連合会を通じて支払っている「広報配布委託料」及び「広報広聴補助業務等委託料」は、「地域包括交付金」として一括して住民自治協議会連合会へ交付します。連合会は、住民自治協議会への活動交付金と自治会関係費に分け、それぞれ、各住民自治協議会、各単位自治会へ交付します。

8. 地区公民館は、住民自治協議会の公民館部会などの形で活動を継続する。

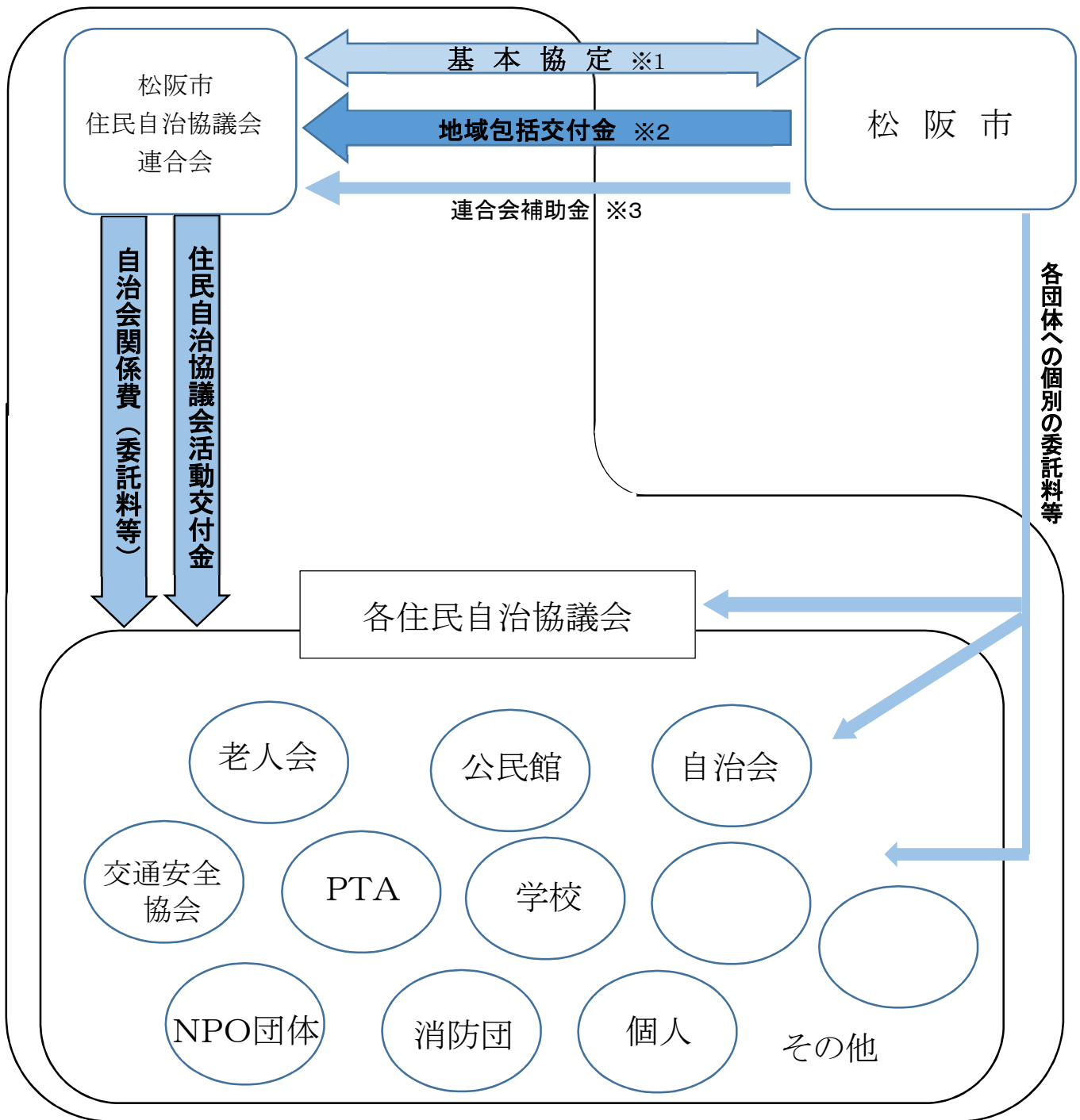
説明：地区公民館は、公民館部会など住民自治協議会の一部会として位置づけ、地域課題の学習や研究、また、地域の資源や特性を生かした取り組みなど、より地域に密着した活動を継続していきます。

9. 地区公民館の館長及び主事は、住民自治協議会の活動に積極的に関わっていくこととする。

説明：地区公民館の館長及び主事は、事務局等の役割を担うなど、住民自治協議会の活動により積極的に関わっていくこととします。

10. 地区市民センター及び地区公民館を多用途利用ができる施設にし、将来的には住民自治協議会が管理するコミュニティセンターとする。

説明：地区市民センターと地区公民館等を多用途利用ができ、地域の活動拠点としてさらに利用しやすい施設とするため、施設のコミュニティセンター化や地域への管理運営委託等について、住民自治協議会と協議を進めていきます。

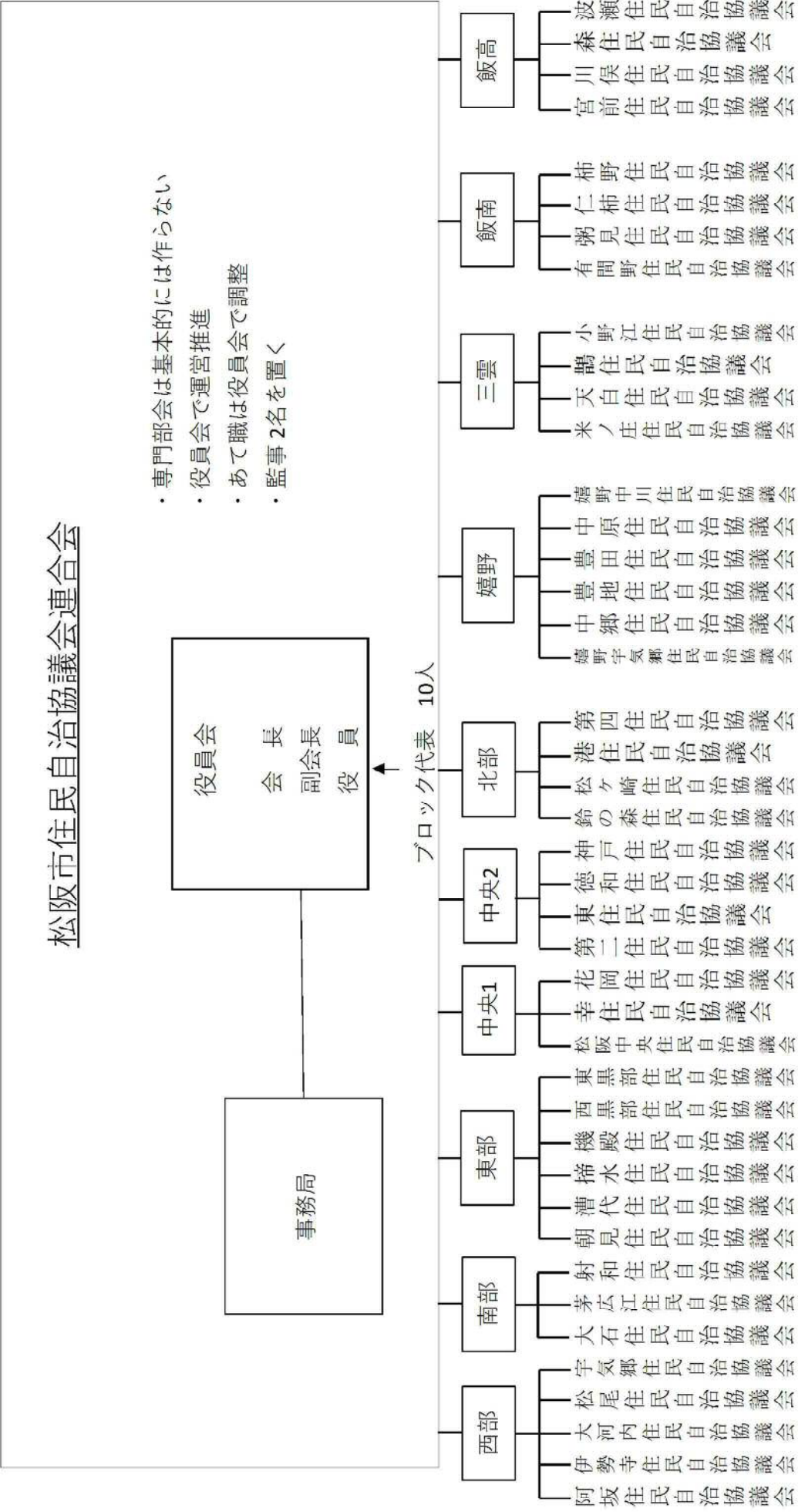


※1 7ページを参照

※2 8ページを参照

※3 「連合会」の運営のための補助金

松阪市住民自治協議会組織図 (案)



◎地域で必ず行っていただく業務について（案）

・地域で必ず行っていただく業務については、各住民自治協議会で協議・決定していただくこととします。

★委員等の推薦・選任

- ・統計調査員の推薦
- ・地区公民館長の推薦
- ・民生委員児童委員の推薦
- ・選挙立会人の推薦
- ・各種委員会委員等の推薦 等

★配布・回覧・周知

- ・市広報、市行事ポスター、チラシ等の配布
- ・行政連絡事務（市の行政情報の周知等）
- ・事業実施及び工事説明会開催等の周知
- ・工事による道路の通行止め、危険防止等の周知 等

★調査報告

- ・地区内の調整事務
（要望・提案・調査事務及び取りまとめ）
- ・事業実施及び工事説明会開催の調整 等

★協力・協議

- ・行政が主体となって行う各種啓発事業への協力 等

★募金

- ・赤い羽根共同募金
- ・日本赤十字社の社資募集 等

◎個別の委託事業等

- ・公園管理業務委託
- ・樋門管理業務委託
- ・植栽管理業務委託 等

地域包括交付金（案）

地域へ支出していた補助金や全市的に行なう委託料などを、包括交付金として住民自治協議会に交付し、地域課題の解決に取り組むための活動経費にさせていただく。

項 目		内 容
【住民協議会活動交付金】	【均等割】	基礎的経費として交付。
【敬老事業推進特別交付金】	【人口割】	地域の人口に応じて交付。
【広報等配布委託料】 【広報広聴補助業務等委託事業費】		これまでどの地域にも支出していた交付金や委託料、などを基礎に算出しています。

《主な下記の予算を地域包括交付金のベースとする》

広報等配布委託料	72,290 千円
広報広聴補助業務等委託事業費	71,336 千円
住民協議会活動交付金	79,192 千円
敬老事業推進特別交付金	16,015 千円

（金額は平成 30 年度予算）

※今後、地域包括交付金の財源となる可能性のある予算

公民館長報酬	39,360 千円
公民館主事賃金	43,015 千円
生涯学習振興事業費	14,420 千円

（金額は平成 30 年度予算）

※役員報酬は交付金から支出することを可能とする。

※交付金から支出できないもの

- ・懇親を目的とした食糧費
- ・慶弔費
- ・住民協議会の事業に直接関係のない団体への負担金
- ・市長がふさわしくないと認めるもの

スケジュール(案)

		行政	住協	自治連	公民館
令和元年度	6月	問題・課題の整理と協議	問題・課題の整理と協議	問題・課題の整理と協議	位置付けの整理と協議
	7月	・地区市民センター・公民館のコミュニティセンター化の協議	↓	↓	
	8月		8/6 新組織検討会① 8/21 二者合同会議		
	9月				
	10月		10/17 新組織検討会②		
	11月		11/7 第5回あり方検討会		
	12月		12/16 第6回あり方検討会		
	1月	確認事項の提示 →		1/31 第7回あり方検討会	
	2月	全員協議会 (議会報告)	会長会議(随時)		
	3月				↓
令和2年度	4月	新組織設立準備委員会設置			
	5月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">細かい問題点の整理</div>			
	6月		会長会議	自治連総会	
	7月				
	8月	庁内あり方答申			
	9月	条例等の整理			
	10月		↓	↓	↓
	11月				
	12月				
	1月				
	2月	条例改正			
令和3年度	3月	統合予算の議決	(役割・機能は新組織へ移行)	(役割・機能は新組織へ移行)	
	4月1日	新組織(連合会組織)発足式・基本協定締結、新組織スタート			